四日市市制施行１３０周年記念中央緑地イベント企画運営業務
仕様書

１．目的

本業務は、１３０周年記念事業のコンセプト『未来に続く「まちづくり」に向けて、四日市への誇りと愛着を育み、歴史や伝統を尊重しつつ、新たな魅力を共創し、東海エリアにおける西の中枢都市としての存在感を示し、持続可能な発展と未来を拓く機運を醸成する』を基に、四日市市中央緑地を舞台に多彩なコンテンツを結集した大規模イベント『市制施行１３０周年記念中央緑地イベント』(以下「本イベント」という。) を開催することにより、若者をはじめ、人が集い、四日市の魅力を市内外に発信し、魅力と活力にあふれた賑わいを創出することで、四日市への誇りと愛着を育み、未来を拓く機運を高めることを目的とする。

２．委託期間

契約の日から令和１０年１月３１日まで

３．開催日

令和９年１０月９日（土)、１０日（日）

※準備…１０月　７日（木）　９時００分から可能とする。

※撤収…１０月１０日（日）２１時００分までに完了するものとする。

ただし、やむを得ない事由等により所定の期限までの撤収が困難と見込まれる場合、委託者及び施設管理者と協議を行い、その指示に従うものとする。

※開催時間は委託者と協議の上、決定する。

４．開催場所

四日市市中央緑地（四日市市日永東一丁目３番２１号)、他

５．基本方針

本業務の実施にあたっては、以下の基本方針を理解すること。

（１）多世代による包括的な賑わいの創出

若者をメインターゲットに据えつつ、子どもから高齢者、障がいのある方、外国人などの多様な人々がともに集い、安心して楽しむことができる包括的なイベント空間を構築し、市内外から多くの来場者を誘引して盛り上がりの創出につなげ、市民の誇りと愛着を育む。

（２）本市の持続的な発展への寄与

単なる一過性の記念イベントにとどまらず、本市の持続的な発展や今後の継続的な波及効果につながる取り組みを行う。

６．イベントの構成条件

本イベントは以下の内容で構成するものとする。

内容	場所（想定）
メインステージイベント 若者をメインターゲットとし、目玉となる出演者や市内の若者の出演を含んだ音楽・ダンス等のエンターテインメント要素で構成したステージイベントを１日以上開催する。 １日あたりの観客収容規模は５，０００人程度を見込む。	相好アリーナ
ご当地キャラクターフェス 四日市市マスコットキャラクター「こにゅうどうくん」は令和９年度に生誕３０周年を迎える。この大きな節目を盛り上げるため、全国から３０体程度のご当地キャラクターを招致し、ステージや出演団体ブースを設け、全国のご当地キャラクターや出演団体との交流・ＰＲイベントを開催する。	Ｂ・Ｃフィールド
Ｂ－１グランプリ公認イベント 令和５年度に本市で開催された「東海・北陸Ｂ－１グランプリ」にも出場した本市のご当地グルメ「四日市とんてき」をはじめとする食文化の魅力を発信するため、四日市とんてき協会を含む「ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会」に加盟している１３団体程度の出店によるグルメ提供イベントを開催する。	第１駐車場 通路部
賑わいエリア マルシェや本市にまつわる地場産品の出店等のブース設営のほか、子どもや障がい者、外国人など様々な方が参加できる催しやワークショップ等の体験型プログラムを実施することで、長年培われてきた本市の地場産業や地場産品の魅力を再発見・ＰＲする場とし、多世代であらゆる方が楽しめる空間を構築する。	第１駐車場 Ａフィールド 芝生広場 通路部 など
四日市市民スポーツフェスタ（併催） 併催予定である四日市市民スポーツフェスタ（主催：四日市市・主管：四日市市スポーツ推進委員協議会）と緊密に連携し、スポーツの持つ楽しさや活気を本イベントに取り込む。	相好アリーナ サブアリーナ 陸上競技場 など

※四日市市中央緑地内の施設配置図は以下の URL を参考とする。

【公益財団法人四日市市スポーツ協会（指定管理者）ホームページ】

https://www.y-sports.jp/new/%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%96%BD%E8%A8%AD%E6%A1%88%E5%86%85/%E7%AE%A1%E7%90%86%E6%96%BD%E8%A8%AD%E4%B8%80%E8%A6%A7/tyuouryokuti/

７．業務内容

受託者は以下の業務を遂行すること。

（１）企画運営に関する基本的事項

・本業務の目的や基本方針、イベントの構成条件、業務内容等を理解した上で、企画立案すること。
・企画立案は、契約締結後速やかに着手すること。
・立案した企画に基づき、委託者及び関係者と協議を行い、実施計画書を作成し、委託者の承認を受けること。
・実施計画書の承認後、非常時の避難誘導計画や会場内外の事故防止・警備計画等を含めた運営マニュアル及びステージ進行台本等運営に必要なマニュアルを作成し、委託者に報告すること。
・委託者からの要望があれば、随時協議を開催するものとする。協議は原則、業務制作に携わる者と行うものとする。また、打合せ後に議事録を作成し、委託者へ提出すること。

（２）実施計画書

・委託者及び関係機関との連絡調整を行う統括責任者を定めること。
・運営管理に必要な部門ごとの部門責任者を定め、体系図を作成すること。
・運営管理に携わる関係者の所属、連絡先等を記載した名簿を作成すること。
・契約期間中の業務内容、全体スケジュール、会場配置計画、駐車場計画、シャトルバス等運行計画、来場者動線計画、設営・撤収計画、廃棄物処分計画、警備員配置計画等を定めること。
・本業務の成果を客観的に評価するための目標数値（KGI・KPI）を定めること。
・その他、運営に必要な事項を明記すること。

（３）多彩なコンテンツを活用したイベントの企画・運営・設営・撤去及び付随する業務

①メインステージイベント

・ステージイベントの企画・進行・運営を行うこと。
・出演者の交渉・手配を行うこと。
・多くの観覧者を確保するとともに、安全かつスムーズな観客の入退場や混雑緩和を実現すること。この目標を達成するために、無料・有料の有無、募集、チケット制や整理券の導入、動線・観覧エリアの設計などについて最適な手法を提案し、企画・運営一式を行うこと。
なお、有料チケット制を導入する場合は市から「指定公金事務取扱者」等の指定を受け、イベント終了後に有料チケットの売り上げを市の指定する方法により市に納付すること。有料の料金体系やシステム手数料等の扱いについては、受託者の提案及び委託者との協議のうえ決定する。
・委託者から依頼する出演者等がいる場合は出演させること。その場合の費用は受託者にて負担することとし、その都度協議すること。
・その他、プログラム構成や出演者等については、委託者と協議のうえ決定すること。

②ご当地キャラクターフェス

・ステージイベントの企画・進行・運営を行うこと。
・出演者・出演団体の交渉・手配を行うこと。
・一般社団法人日本ご当地キャラクター協会等の専門団体と連携・協力して適切な運営を行うこと。
・出演団体ＰＲブース（テント・テーブル・椅子・看板など）の設営、撤収を行うこと。
・キャラクター控え室の設営、運営、撤収を行うこと。なお、中央緑地内の既存施設の利用を可とし、当該施設に収容できない場合や動線上困難である等の場合は屋外キャラクター控え室を設けること。
・委託者から依頼する出演者等がいる場合は出演させること。その場合の費用も受託者にて負担することとし、その都度協議すること。
・その他、プログラム構成や出演者等については、委託者と協議のうえ決定すること。

③Ｂ－１グランプリ公認イベント

・ご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会（通称愛Ｂリーグ）と協議・連携し、「Ｂ-１グランプリ公認イベント」とすること。
・委託者及びご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会と協議・連携し、当連絡協議会に加盟している１３団体程度の出展誘致・調整を行うこと。
・店舗ブース（テント・テーブル・椅子・調理用給排水設備・ガス設備等）の設営・管理・撤収を行うこと。なお、設営等にあたり、油汚れ等を防止するため、養生を施すこと。
・調理用器具の洗い場を設けること。なお、給排水の場所や方法等については施設管理者と協議し、排水については適切に処理すること。
・飲食ブース（テント・テーブル・椅子）の設営・管理・撤収を行うこと。
・衛生管理を徹底し、会場の汚損時は速やかに清掃を行うこと。
・ボランティアを募集し、各出展団体へ３名充てること。
・会場内に適正な数と規格のゴミ集積・分別（ステーション）を設置・運営し、来場者への分別の啓発および周知徹底を図ること。
・出展団体毎の駐車場についてはイベントエリア（第１駐車場）において確保すること。
・出展団体からの負担金の徴収及びご当地グルメでまちおこし団体連絡協議会や出展団体への支出等が発生する場合には、受託者にて行うこと。
・出展団体の食材保存用冷蔵トラックを必要台数用意すること。
・必要に応じて出展団体の荷物の配送手配を行うこと。
・その他、プログラム構成や出展団体等については、委託者と協議のうえ決定すること。

④賑わいエリア

・プログラムの企画、運営を行うこと。
・出店者の出店交渉、調整を行うこと。
・中央緑地内のＰａｒｋ　ＰＦＩ事業者と連携し企画・運営を行うこと。
・その他、プログラム構成や出展団体等については、委託者と協議のうえ決定すること。

⑤四日市市民スポーツフェスタとの連携

・市及び四日市市スポーツ推進委員協議会と協議のうえ、会場配置や来場者の動線、運営協力等について緊密に連携すること。

⑥その他企画

・本イベントの一層の賑わいの創出や公共交通機関等の利用促進等を目的としたイベント限定記念グッズを企画・製作・配布すること。
・市制施行１３０周年に対する来場者意識を高めるため、「１３０」という数字にちなんだ企画を提案・実施すること。
・①～⑤や上記に掲げる内容のほか、本イベントをより効果的で魅力的なものとするための独自の企画を提案・実施すること。

（4）全体運営

・開催にあたり必要な設備及び資機材の手配・設営・撤収を行うこと。
・直接来場できない市民等に向けて、YouTube 等のアクセスが容易な動画配信プラットフォームを活用したリアルタイムオンライン配信を実施すること。
・四日市市中央緑地内に大型外部ビジョン等を設置し、来場者に向けてもリアルタイム配信を行うこと。
・会場内だけでなく周辺の道路や事業者の混雑・混乱を防ぐため、周辺事業者等と協議し、会場内外において十分な警備員・誘導員を配置すること。
・案内看板等の企画、設営、撤収を行うこと。
・雨天時においても本イベントを開催する前提で、来場者が楽しめ、安全かつ円滑に実施可能な企画を提案すること。
・イベント開催期間中並びに設営・撤収時において、会場内及び会場周辺の定期的な巡回清掃、ゴミ箱の維持管理、及び廃棄物の回収・一時保管を行うこと。
・廃棄物の処理にあたっては、関係法令等を遵守し、「一般廃棄物処理業・収集運搬業」や「産業廃棄物処理業・収集運搬業」の許可を有する業者に依頼し、適正に処理・処分すること。
・関係者駐車場として三重県四日市庁舎駐車場を活用すること。なお、駐車スペースに関しては委託者と協議のうえ使用すること。
・保健所、消防署、関係行政機関等との協議および必要な許認可手続き等を受託者の責任と負担において行うこと。

（５）安全管理

・体調不良となった来場者への対応として、看護師を手配し、会場内に待機させること。
・急病人発生、災害発生時には、委託者及び関係機関と連携し、迅速かつ適切な避難誘導、救護活動支援を行うこと。

（６）交通施策

・国道１号の渋滞が予想されるため、会場内外において十分な交通対策を講じること。
・近畿日本鉄道や四日市あすなろう鉄道、路線バス等の公共交通機関の積極的な利用について事前に周知し、利用促進を図ること。特に四日市あすなろう鉄道については、利用促進・ＰＲに関する企画を提案すること。
・第１駐車場はイベント会場等として活用すること。第２駐車場は原則として思いやり駐車場対象車両及び委託者の許可車両専用の管理エリアとし、一般来場者の車両進入を制限すること。なお、受託者は、委託者許可車両に対し、事前に駐車許可証を作成・交付すること。併せて「三重おもいやり駐車場利用証制度」などの交通弱者を対象とした制度の周知を行うこと。
・渋滞回避及びＪＲ四日市駅から会場へのアクセス手段の確保のため、次の区間等を結ぶシャトルバスの運行手配・管理・運営を行うこと。
　霞ヶ浦緑地駐車場～三重県四日市庁舎駐車場
　ＪＲ四日市駅　　～三重県四日市庁舎駐車場
・シャトルバスの運行情報をわかりやすく周知し、パーク＆ライド等の利用を働きかけること。
・委託者及び交通事業者と協議し、本業務内で運行するバスの車内で本イベントや本市のＰＲ映像等を放映すること。

（７）警備体制

・業務全般を総括し、主催者との窓口となる警備責任者を配置し、開催日は常駐させること。
・各配置場所において、車両と歩行者の分離・安全確保や、来場者・乗降客が安全に通行・滞留等ができるよう、適切な声かけと動線誘導を行うこと。
・夜間においても場内や周辺の警備を行うこと。
・警備員は、適正な服装で警笛、誘導棒、無線機などの必要な装備品を携行すること。

（８）広報・記録

多くの来場者を集客するため、以下の広報活動を行うとともに、イベントの様子を記録すること。

・ポスター及びチラシを作成するとともに、委託者と協議して配布計画を作成し、効果的に配布すること。
・Web サイトを構築し、イベント内容や会場マップ、アクセス方法などをわかりやすく案内すること。
・SNS（X 及び Instagram）を活用し、定期的に効果的に投稿すること。

・実績報告書や記録誌等の作成のほか二次利用に備え、イベント当日の状況および設営風景等を記録撮影し、データとして納品すること（肖像権・個人情報に配慮すること）。

（９）成果目標の設定及び調査・効果測定・成果分析業務

本イベントの実施にあたり、以下の成果目標を設定し、その成果を客観的に調査・測定・分析・評価すること。

①成果目標の設定

以下の評価軸に基づいた具体的な目標数値（KGI・KPI）の設定・提案を行うこと。

評価軸	目標指標（例）
KGI（重要目標達成指標）	総入場者数 イベント総合満足度
KPI（重要業績評価指標）	事前認知度 オンライン配信の同時接続数 各イベントブースの来場者数 ターゲット層の来場者数 個別満足度 アンケート回収数、回収率

②調査・効果測定

目標数値（KGI・KPI）を検証するため、以下に関する調査・測定を行うこと。

・来場者数の把握（全体の来場者数、各コンテンツの来場者数等）

・オンライン配信の視聴者数の把握

・アンケートの実施（来場者及びオンライン配信視聴者を対象とし、回答者の居住地、年代、満足度、消費動向、市制施行 130 周年への共感、関心度、満足度など）

③成果分析及び実施報告書の作成

収集したデータの分析を行い、以下の内容を含めた実施報告書を作成すること。

・目標数値（KGI・KPI）の達成度を含めた総合評価

・定量、定性データに基づく成果及び課題の分析

・今後の本市イベント施策や地域課題対応施策に資する改善提案及び提言

（１０）イベント関連保険への加入

・受託者は、想定される各種リスク（イベントの中止、自然災害、運営上の事故、第三者への身体・財物賠償等）に備えるため、受託者の自らの責任において、保険内容やリスクマネジメント等について企画提案し、受託者が必要と判断した保険に加入すること。

・荒天、感染症の拡大、その他不可抗力または受託者の責に帰すべき事由等によりイベントの全部または一部が中止・変更となった場合、一切の損害、キャンセル料、原状回復費用、その他の追加費用は、受託者が自らの責任において受領する保険金または自社負担等により処理・充当するものとする。

・運営上の事故等により第三者に損害を与えた場合、受託者の責任と負担（加入保険の適用等）において一切を解決するものとし、市に損害を与えないこと。

８．施設等の損害賠償及び原状回復

（１）受託者は、本事業の実施に当たり、市の施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を損傷、汚損、又は紛失したときは、直ちに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

（２）受託者の責めに帰すべき事由により施設等に損害を与えた場合、受託者は自己の費用と責任において、委託者が指定する期間内に当該施設等を原状に復旧しなければならない。

（３）受託者が前項の原状復旧を怠り、又は復旧が困難であると市が認めた場合は、受託者は市が被った一切の損害（修繕費、代替品の購入費、損害の復旧に伴い生じた二次的損害等を含む。）を賠償しなければならない。

（４）その他、上記以外の事由については委託者と協議すること。

９．業務の実施に係る留意事項

（１）本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

（２）受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。

（３）受託者は、業務の実施にあたり、委託者と十分な協議を行い、その目的や意図を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。

（４）受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。

（５）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

１０．成果物の納品

（１）実施計画書

（２）運営マニュアル等

（３）広報物一式・ＰＲ媒体（チラシ、ポスター、Web コンテンツ等のデータ一式等）

（４）打合せ議事録

（５）実績報告書

実績報告書には、事業概要、ＰＲ概要、実施内容、アンケート結果、効果測定、成果分析、課題分析、今後の本市イベント施策や地域課題対応施策に資する改善提案及び提言等を含めて記載すること。

（６）記録データ一式（肖像権等の権利関係を整理した風景素材等のマスターデータを含む ）

（７）その他、委託者が必要と認める資料

※成果物の納期については委託者の指示に従うこと

１１．著作権及び二次利用

（１）受託者は、本業務の成果物（契約を履行する上で得られた記録等を含む）が著作権法第２条第１項第１号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、知的財産権及びその他一切の権利を委託者に帰属するものとし、当該成果物の引渡しと同時に当該著作権を委託者に無償で譲渡したものとみなす 。また、受託者及び制作関係者は、委託者に対し、成果品の著作者人格権を行使しない。

（２）受託者は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、委託者が次の各号に掲げる行為をすることについて同意するものとする 。

・成果物の内容を自由に公表すること 。

・成果物の利用目的の実現のために必要な範囲でその内容を改変すること 。

（３）受託者は、成果物が著作権に該当するとしないとにかかわらず、次の行為をしてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない 。

・成果物に委託者の実名又は変名を表示すること 。

・成果物の内容を公表すること 。

・成果物を使用又は複製すること 。

（４）成果物が、委託者以外の者の著作権等に関する権利を侵害しないことを、受託者が確認すること。万一、第三者から異議、苦情、損害賠償請求等があった場合、弁護士費用も含め、受託者の責任においてこれらを処理すること 。

（５）契約期間に関わらず、今後、本業務の成果物に関する一切の二次使用料については、本契約金額に含まれるものとする 。

１２．履行報告

実績について、書面にて報告を行うものとする。

１３．委託料の支払い方法

前金払い１回以内及び完了払い

※前金払いを行う場合は、実施計画書の提出後とし、併せて前金払いが必要である理由書を提出すること。前金払いの支払い金額は契約金額の３分の１以内とする

※支払いは予算発効後とする。

１４．一括委託の禁止

受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

１５．その他

（１）市施設の会場使用料を除き、本業務にかかる一切の経費は受託者が負担するものとする。

（２）本業務に必要な資機材等は、受託者が準備・調達するとともに付随する業務を行うこと。

（３）本業務にかかるスケジュールについて、契約後、受託者は速やかに委託者と協議すること。

（４）プロポーザル審査での提案内容及び質疑応答の内容も本業務の仕様に含まれるものとする。

（５）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。